



# 長野県報

6月19日(木)  
平成26年  
(2014年)  
第2582号

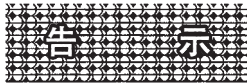
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課).....	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可の申請及び設置許可の申請書等の縦覧(資源循環推進課).....	2
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	4
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5
地方自治法に基づく包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間(監査委員事務局).....	6

### 公告

一般競争入札(情報政策課).....	6
特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課).....	6
開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課).....	7
特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(会計課).....	7
特定調達契約に係る一般競争入札(鑑識課).....	10
地方公務員等共済組合法に基づく平成25年度決算の要旨(市町村課).....	12



### 長野県告示第324号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

- 起業者の名称  
飯山市
- 事業の種類  
飯山駅西口駐車場整備事業
- 起業地
  - 収用の部分  
長野県飯山市大字飯山字外ノ浦及び字中長峰地内
  - 使用の部分  
なし
- 事業の認定をした理由
  - 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
飯山駅西口駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、

法第3条第1号に掲げる駐車場法(昭和32年法律第106号)による路外駐車場及び同条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である飯山市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

##### ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地が存する外ノ浦地区は、JR飯山線の西側に位置するとともに、地区の南側は住宅地を形成しているが、北側一帯は、従前、農地利用されていた地帯である。

起業地に近接した場所には、在来線駅を併設した北陸新幹線飯山駅が建設され、平成27年春に開業されることになっており、当該駅や周辺施設に集まる駐車需要に応じる必要がある。

本件事業は、上記の現況に対応するために適正な規模の土地を確保して、公共駐車場の新設整備を図るものである。

本件事業の施行により、当該駅利用者の利便性向上が図ら

れるとともに、公共交通機関である鉄道（新幹線及び在来線）の利用促進が期待され、また周辺施設から発生する駐車需要への対応に寄与することが認められる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地は、北側と西側は十分な幅員の道路に面しており、南側に形成されている住宅地とは新幹線により分離され、東側市街地とはJR飯山線により分断されていることから、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、本件事業は、平成27年春に予定されている北陸新幹線飯山駅の開業に対応するために公共駐車場の新設整備を図るものであり、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

また、「飯山市第5次総合計画前期基本計画」（平成25年3月策定）においても、公共駐車場の整備は平成26年度完成予定とされていることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

飯山市役所建設水道部新幹線駅周辺整備課

地域振興課

長野県告示第325号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

（登録特定行為事業者 指定訪問介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人心泉会	医療法人心泉会上條記念病院	松本市村井町西2-16-1	平成26年6月16日

介護支援課

長野県告示第326号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同8条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

ミヤマ株式会社  
長野県長野市丹波島一丁目1番12号  
代表取締役 南 克明

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

中野市大字壁田2400番地

3 一般廃棄物処理施設の種類の

ごみ処理施設

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類及び金属くず

5 申請年月日

平成26年4月21日

6 縦覧の場所

長野県環境部資源循環推進課及び長野県北信地方事務所環境課

7 縦覧の期間

平成26年6月19日（木）から同年7月18日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

8 意見書の提出

法第8条第6項の規定により、本件申請に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事宛てに意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間

平成26年6月19日（木）から平成26年8月1日（金）まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県環境部資源循環推進課 廃棄物審査係

## (3) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「ミヤマ株式会社に係る一般廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）
- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ウ 施設に関する具体的な利害関係
- エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

資源循環推進課

## 長野県告示第327号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
 

南佐久郡北相木村字中込1941の4、1941の5、1942、1943の1、1944の2、1946の1から1946の4まで、1946の8、1947の1、1950、1951の1、1951の3、1952の2、字大平3023、3024の1、3025、字ほと沢3029の1、3029の2、3048、3060の1、3062、3066、3067の1、3067の2、3068、3069の2、3070、3071の3、3078、3079の1から3079の5まで、3080の1、3080の2、3081の1、3081の3、字上ノ段4100の2、4103、4104の1、4104の3、4105の1、4105の3、4107、4108の1、4108の2、4108の4、4108の6、4109の1、4109の3、4110の1、4114、字茂じ久保4115から4117まで、4118の1から4118の3まで、4119、4120、4121の1、4121の2、4122、4123の1、4123の2、4124の1から4124の3まで、4124の6、4124の9、4125の1、4136、字寄沢4153の1、4153の2、4161の2、4162の1から4162の3まで、4163の1、4163の2、4164、4165の1、4165の2、4166の1から4166の3まで、4166の6、4167の1から4167の3まで、4169の1から4169の4まで、4169の6、4170、4171の1、4171の2、4180の1、4180の3、4180の5、4180の7、字小池4332の2、4332の7、4332の9、4333の1、4333の5、4333の7、4336の1、4336の2（次の図に示す部分に限る。）、4336の5
- 2 指定の目的
 

水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第328号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
 

岡谷市湊字渡戸5670の1、5671の1、5671の2、5672、5673、5674の1、5674の2、5675の1、5675の2、5676から5680まで、5681の1、5681の2、5682、5683、5684の1、5684のロ、5685、5686の1、5687、5691、5692の2
- 2 指定の目的
 

土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第329号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
 

諏訪市大字四賀字鎮守澤通3450から3454まで、3455のロ、3456のイ、3456のロ、3456のハ、3456のニ、3458、3459、3460のイ、3460のロ、3461から3463まで、3465から3467まで、字鷹見場通3545から3547まで、字井手通3796、3797、3799、字割石通3832のイ、3832のロ、字御嶽山通3857、3858、3861、3862、3865のロ、3868（次の図に示す部分に限る。）、3891、字雨乞山通3869、3878のイ、3878のロ、3879のイ、3879のロ、3882の1、3882の2、3883から3887まで、3888のイ、3888のロ、3889、3890、字御嶽山西沢通3892、3893、3894のイ、3894のロ、3895、3896のイ、3896のロ、3897、3898の1、3898のイ、3902の1、3902のイ、3903の1、3903の2、3904の1、3904の2、3905から3908まで、3911、3912の1、字猪追山通3922、字扇平通4007のロ、4010、4013、字

馬放場通4011、4012のイの1、4012のイの2、4012のロ、4014のイ、4015から4020まで、4021のハ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第330号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡池田町大字会染7283、7284、7293から7298まで、7299の1、7300の1、7302の1、7303の1、7304の1、7407、7408の1、7409の1、7410から7412まで、7417から7419まで、7420の1、7431、7432、7433の1、7434の1、7964の2、7965の1、7966の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第331号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法

第30条の規定により告示します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市奈川3455、中川字水上日向5009の66、刈谷原町字佛コウ985の11、大字中山字中山1649の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

字佛コウ985の11（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第332号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

塩尻市大字洗馬字鎌塚4188の1、字赤町4198の5、4216、字下平1905の1、1905の4、1906の1、1907の3（次の図に示す部分に限る。）、大字宗賀字本山5582の1、5582の29

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第333号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町字富草2447の1から2447の3まで、2448の1から2448の3まで、2449の1から2449の3まで、2450の2、2450の3、2451の2、2451の3、2452の2、2458の1から2458の3まで、2459、2464の1から2464の3まで、2465の1、2465の2、2466の1、2466の2、2469の1、2469の2、2500の1、2500の2、2550の1から2550の3まで、2551、2552、字東條1513の1、1514
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第334号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡下條村睦沢270の1、427、7777の83、7823の1、7823の2、7881、7882、8009の1、8010の1、陽阜4399の5、4399の6、4424の1、4424の2、4424の11、4614
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
睦沢270の1、8010の1、陽阜4399の5、4399の6、4424の1、4614
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第335号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
佐久市前山字洞源1390の4・字鷲林1446の2・1447の1・1448の1(以上4筆国有林)
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年7月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年6月19日

長野県長野建設事務所長 小林睦夫

- 1(1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 長野信濃線
(3) 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. It lists road sections with their respective width and length details.

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 長野信州新線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市篠ノ井二ツ柳字南善司坊600番の2地先から 長野市篠ノ井石川字虚空蔵平2582番の1地先まで	旧	4.0~20.0 <sup>m</sup>	2.5394 <sup>km</sup>
		11.0~35.0	3.7620
同 上	新	11.0~35.0	3.7620

- 3(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 戸隠篠ノ井線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市篠ノ井有旅字向1271番の1地先から 長野市篠ノ井有旅字前田707番の1地先まで	旧	9.5~26.5 <sup>m</sup>	0.0840 <sup>km</sup>
		9.5~24.8	0.0840
同 上	新	9.5~24.8	0.0840

道路管理課

### 長野県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年6月19日

長野県監査委員

吉 澤 直 亮  
 田 口 敏 子  
 上 野 紘 志  
 垣 内 基 良

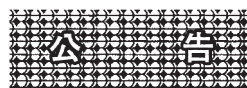
- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
中澤 創	上田市秋和725番地2
市村 洋平	上水内郡飯綱町大字豊野1307番地1
望月なつえ	松本市会田700番地

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成26年6月13日から平成27年3月31日まで

監査委員事務局



### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

タブレット端末11台及び通信回線契約

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 借入期間

平成26年7月16日から平成29年7月15日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

- 2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県情報政策課のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>）に記載のとおりです。

- 3 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。

入札説明書等は次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画振興部情報政策課

電話 026 (235) 7071

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年6月26日（木）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

情報政策課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月19日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日

平成26年6月5日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称